

区域計画の認定について

平成 28 年 11 月 9 日
地方創生担当大臣
山 本 幸 三

最近、区域計画の認定申請のあった区域会議と、規制の特例措置(特定事業)は、以下のとおり。

養父市 区域会議

【10 月 13 日開催、10 月 13 日申請、新規3事業】

企業による農地取得に係る農地法の特例

以下に掲げる法人が、長期的・安定的な経営基盤等を確保した農業経営を行うこと及び以下のそれぞれの理由により、養父市内の農地を取得する。

① 株式会社Amnak

酒米の作付面積を拡大するため耕作放棄地を取得・再生するとともに、農業者以外からの資本増強等による関連施設(ライスセンター)等の整備を通じ、一元的な自社管理による酒米の生産、日本酒の国内販売・輸出を行うため。【平成 28 年 11 月を目途に取得】

② 兵庫ナカバヤシ株式会社

ニンニクの栽培技術の実証を実施するため耕作放棄地等を取得・再生するとともに、関連施設(保存・乾燥施設)等の整備や土壌改良を通じ、市や地域の企業・農家が一体となったブランドの確立を目指し、本格的生産に取り組むため。【平成 28 年 11 月を目途に取得】

③ 株式会社やぶの花

リンドウの作付面積を拡大するため耕作放棄地等を取得・再生するとともに、農業者以外からの資本増強等による関連施設(園芸施設、集出荷施設)等の整備を通じ、市や地域の企業・農家が一体となった本格的生産に取り組むため。【平成 29 年1月を目途に取得】